



《会計・税務の知識》 中小企業経営強化税制について

はじめに

平成29年の税制改正では、中小企業を後押しするために様々な税制措置が改正されました。

今回は平成29年3月31日で適用期限を迎えた中小企業投資促進税制の上乗せ措置（生産性向上設備等に係る即時償却等）が、サービス業も含めて広く中小企業の実業性の向上を目的に、「中小企業経営強化税制」へ改組された変更内容等について解説します。

1. 中小企業投資促進税制とは

中小企業投資促進税制とは、機械装置等の対象設備を取得や製作等をした場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（※税額控除は、個人事業主、資本金3,000万円以下法人が対象）が選択適用できるものです。平成29年税制改正により、対象設備から器具備品を除外する範囲の見直しを行い適用期限が平成31年3月末まで2年間延長されます。

なお生産性の向上に資する設備を取得や製作等をした場合については、平成29年3月まで特別償却割合30%について即時償却が可能等の上乗せ措置がありました。

この上乗せ措置について、税制改正により次の中小企業経営強化税制に改組されました。

2. 中小企業経営強化税制とは

中小企業経営強化税制は、青色申告書を提出する中小企業者等で、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたものが適用されます。

また、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に、その法人の認定を受けた経営力向上計画に記載された経営力向上設備等（「特定経営力向上設備等」という）に該当するもののうち、一定の規模以上のものの取得等をして、その特定経営力向上設備等を指定事業の用に供した場合には、特別償却（即時償却）又は特別控除との選択適用ができます。

改組後は、一定の経営力向上設備等を取得等した場合の固定資産税の半減特例と同様に「経営力向上計画」の認定が必要となります。

3. 該当要件まとめ

① 中小企業者とは

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ・協同組合等（中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する「中小企業者等」に該当するものに限る）

ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業者とはなりません。

- (1) 大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人超の法人）から2分の1以上の出資を受ける法人
- (2) 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

② 指定期間とは

平成29年4月1日から平成31年3月31までの期間

③ 一定の経営力向上設備とは

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
確認者	工業会等	経済産業局
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置（160万円以上/10年以内） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆器具備品（※1）（30万円以上/6年以内） ◆建物附属設備（※2）（60万円以上/14年以内） ◆ソフトウェア（※3）（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの）（70万円以上/5年以内） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置（160万円以上） ◆工具（30万円以上） ◆器具備品（※1）（30万円以上） ◆建物附属設備（※2）（60万円以上） ◆ソフトウェア（※3）（70万円以上）
その他要件	生産等設備を構成するものであること（事務用器具備品、本店、寄宿舎等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るもの等は該当しません。）/国内への投資であること/中古資産・貸付資産でないこと等	

※1 電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作するものを除く。医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作するものを除く。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は建設するものを除く。

※3 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く（中促と同様）。

おわりに

平成29年度の税制改正により、中小企業等の活性化が期待できます。税制の適用に関してご不明なことがございましたら、お気軽にご相談下さい。

（担当：中村）